

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都青少年問題協議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	地方青少年問題協議会法第1条、東京都青少年問題協議会条例
設置年月日	昭和28年10月20日
機関の目的 ・所掌内容	青少年の総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること及び関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申する。
委員数	21人 (うち、女性委員数 3人 ) R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	<a href="http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/jakunenshien/singi/seisyokyo/index.html">http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/jakunenshien/singi/seisyokyo/index.html</a>
問い合わせ先	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課 電話番号：03-5388-3172 FAX番号：03-5388-1217